

2012年改正著作権法の内容
ーフェアユースはどこまで認められたかー

山本隆司

平成24年3月に、著作権法改正法案が内閣から国会に提出された。著作権法改正法案は、①日本版フェアユースの導入、②アクセスコントロールの保護、③国立国会図書館からその資料の図書館向け公衆送信に対する権利制限、④公文書館での資料利用に対する権利制限について、規定する。本稿では、この改正法案の内容と実務に与える影響について解説する。

1. 日本版フェアユースの導入

(1) 著作権法改正法案の内容

導入が期待されていた日本版フェアユースの規定は、大いに竜頭蛇尾の感があるが、この著作権法改正法案では、以下の30条の2ないし30条の4および47条の9が規定されることに帰結した。

「(付随対象著作物の利用)

第三十条の二 写真の撮影、録音又は録画(…)の方法によつて著作物を創作するに当たつて、当該著作物(…)に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物(…)は、当該創作に伴つて複製又は翻案することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製又は翻案の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により複製又は翻案された付随対象著作物は、同項に規定する写真等著作物の利用に伴つて利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(検討の過程における利用)

第三十条の三 著作権者の許諾を得て、又は第六十七条第一項、第六十八条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定を受けて著作物を利用しようとする者は、これらの利用についての検討の過程(…)における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用)

第三十条の四 公表された著作物は、著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合には、その必要と認められる限度において、利用することができる。」

「(情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)

第四十七条の九 著作物は、情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合であつて、当該提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときは、その必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案(…)を行うことができる。」

著作権法改正法案の30条の2は、いわゆる写り込みに対する権利制限である。30条の3は、利用許諾または裁定を受けようとする者が、事前の検討のために複製等を行うことに対する権利制限である。30条の4は、技術の開発や試験のために複製等を行うことに対する権利制限である。47条の9は、ネット上での送信に伴う技術的なコンテンツ蓄積のほか、コンテンツのファイル形式変換などに対する権利制限である。

(2) 日本版フェアユース導入への期待

米国著作権法には、フェアユースの法理(107条)がある。フェアユースの法理は、一定の包括的な考慮要件を定めた上で、およそ「公正」と考えられる著作物の使用に対して著作権の制限を認め、これに該当するか否かを裁判所の判断に委ねる一般規定である。日本でも著作権法に、一般的権利制限規定(日本版フェアユース)を導入すべきとの要請がなされるようになった。

このような社会的な要請を受け、内閣の知的財産戦略本部の「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」は、日本版フェアユースの導入を検討し、「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について(報告)」(2008年11月27日)で次のように報告した。

「現行の著作権法は、著作物の公正な利用を図るという観点から、個別具体の事例に沿って権利制限の規定を定めている。しかしながら、近年の技術革新のスピードや変化の速い社会状況を考えれば、個別の限定列举方式のみでは適切に実態を反映することは難しく、著作権法に定める枠組みが社会の著作物の利用実態やニーズと離れたものになってしまうという懸念がある。……以上のことから、個別の限定列举方式による権利制限規定に

加え、権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を導入することが適当である。」

以上の報告を受けて、知的財産戦略本部は、「第3期知的財産戦略の基本方針」（2009年4月6日）において、一般的権利制限規定の導入措置を重点施策と定め、「著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入に向け規定振り等について検討を行い、必要な措置を講ずる」とし、さらに「知的財産推進計画2009」（2009年6月24日）において「2009年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる」ことを決定した。

(3) 文化庁文化審議会著作権分科会での結論

知的財産戦略本部の決定を受けて、文化審議会著作権分科会の法制問題小委員会は、2010年4月に、「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」を発表し、以下の3つの利用方法について、一般規定の立法措置を提言した。

「A. その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの。」

「B. 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの。」

「C. 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用。」

上記の3つの利用方法として権利制限が妥当と考えられたのは、具体的な例としては、次のような利用方法であった。

Aに該当する利用方法としては、例えば、写真や映像の撮影といった行為に伴い、本来行為者が意図している撮影対象とは別に、軽微な程度ではあるものの、いわば付随的に美術の著作物や音楽の著作物等が複製され、あるいは当該著作物が複製された写真や映像を公衆送信等するといった利用（いわゆる「写り込み」）である。

Bに該当する利用方法としては、例えば、①CDへの録音の許諾を得た場合におけるマスターテープ等中間過程での複製や、漫画のキャラクターの商品化を企画する（すなわち著作権者の許諾に基づく利用）に際し、社内会議用の資料や著作権者に許諾を得るための申込みにあたって必要となる企画書、提案書等に

における当該漫画の複製、②第33条第1項に基づく教科書への掲載に関し、企画会議用の資料や初稿原稿等その他教科書の企画・作成過程等での複製や、第38条第1項に基づく非営利無料の音楽演奏（すなわち個別権利制限規定に基づく利用）に際し、進行や会場設備の都合上、楽曲毎にCDを入れ換えて再生（演奏）することが困難なやむを得ない事情がある場合に、あらかじめ複数枚のCDから再生（演奏）する楽曲を演奏順に編集して一枚のCDに複製すること等である。

Cに該当する利用方法としては、例えば、①映画や音楽の再生に関する技術の開発や、当該技術の検証のために必要な限度で映画や音楽の複製を行う利用や、②技術開発・検証の過程で当該映画等の上映等（表現の知覚）が、あくまで技術開発・検証を目的として行われる利用のほか、③著作物の鑑賞価値を使用しない未知の利用方法がある。

(4) この著作権改正法案に対する失望

この著作権改正法案は、結局、一般的権利制限規定を置かなかった。すなわち、Cの利用方法のうち③著作物の鑑賞価値を使用しない未知の利用方法に対する権利制限こそが、技術革新の激しい現在のデジタル化・ネットワーク化は対応しうる一般規定となるはずであったが、これを規定に入れなかった。

2. アクセスコントロールの保護

(1) 著作権法改正法案の内容

著作権法改正法案は、著作権法に初めて、アクセスコントロールの保護を導入するものである。すなわち、2条1項20号に規定する「技術的保護手段」の定義に、「当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式」、すなわち暗号化技術を付け加える。

また、30条1項2号に規定する技術的保護手段の「回避」の定義に、「同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像の復元（…）」、すなわち暗号の復号化を付け加える。

その結果、技術的保護手段を回避して行われる私的複製に対する権利制限の適用除外（30条1項2号）および技術的保護手段回避装置等の頒布等に対する罰則（120条の2第1号）の対象に、暗号の復号化が含まれることになる。

(2) 改正背景

日本の提唱で始まった模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）は、2010

年10月に大筋合意に至ったが、アクセスコントロールの保護義務についても明示的に言及されたため、日本も何らかのアクセスコントロールの保護を著作権法上定める義務が生ずることとなった。

また、内閣の知的財産戦略本部は、「知的財産推進計画2010」において、近年、アクセスコントロールの回避機器の氾濫によってコンテンツ産業に大きな被害が生じており、特にゲーム業界では、マジコンと呼ばれる回避機器等を用いた違法ゲームソフトの使用により、多大な被害が生じていると指摘した上で、「アクセスコントロール回避規制の強化」を課題として掲げた。これを受け、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(2011年1月)は、著作権保護(複製等の抑止)に「機能」する暗号化技術等のアクセスコントロールを著作権法による保護の対象に含めるよう提言した。

(3) クラウド環境への未対応

1996年に締結されたWIPO著作権条約では、コピーコントロールの保護のみが規定された。しかし、米国は、著作物の保護のためには(著作権保護の機能を果たすかどうかとは関係なく)著作権とコピーコントロールでは不十分であり、アクセスコントロールの保護が必要であるとの認識をもち、1998年に制定したDMCAでアクセスコントロールの保護を定めた。また、EUも、2001年の情報社会指令においてアクセスコントロールの保護を定めた。他方、日本は、著作権保護のためのコピーコントロールしか保護の対象としてこなかった。

クラウドコンピューティングの登場によって、著作権保護のためのアクセスコントロールでは不十分であり、著作物の保護のためのアクセスコントロールが必要であることが明らかとなっている。すなわち、クラウドコンピューティングにおいては、情報を処理するコンテンツも情報処理されたコンテンツもすべてサーバに置かれ、クライアント側にダウンロードする必要がない利用形態が登場した。この利用形態においては、従来の著作権の利用はどこにも発生しないが、明らかにコンテンツ(著作物)は利用されている。このような利用形態を保護するのは、アクセスコントロールしか存在しない。

しかし、この著作権法改正案は、著作物の保護のためのアクセスコントロールの保護には踏み出さず、著作権保護のためのアクセスコントロールとして暗号化技術を保護にとどまった。その結果、日本の著作権法は、クラウドコンピューティングに対応できない状態が続くこととなった。

3. 国立国会図書館からその資料の図書館向け公衆送信に対する権利制限

(1) 著作権法改正法案の内容

著作権法改正法案は、国立国会図書館の資料を、絶版等の資料に限って、他の図書館で利用者が閲覧できるよう、そのための公衆送信に対して権利制限を定める(31条に3項を新設)。

また、「絶版等資料」は、「他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」と定義される(31条1項3号)。

(2) 改正背景

国会図書館における資料のデジタル化は著作権法第31条第2項に基づいて進められているが、同条において認められているのは、原本に代えて公衆の利用に供するための複製のみであり、公衆に送信を行うためには著作権者の許諾を得ることが必要である。しかし、国会図書館のデジタル化資料については、国民の共有財産として、その有効活用が強く求められていることや、デジタル・ネットワーク社会における出版物のアクセスに係る国民の利便性の向上が望まれることから、まずは権利者団体の理解が得られた、公立図書館等までの送信を行う範囲での利用に権利制限を定めることを適当としたものである。

4. 公文書館での資料利用に対する権利制限

(1) 著作権法改正法案の内容

著作者の持つ公表権に関して、著作者が行政機関等に提出した歴史公文書等が公文書館等に移管された場合(18条3項1号・2号・3号)または著作者がこれを公文書館等に提出した場合(18条3項4号・5号)には、当該公文書館等が当該歴史公文書等を公衆に提供または提示することに著作者は同意したものとみなされる。また、公文書館等が情報公開法に基づいて未公表著作物を公衆に提供または提示することには公表権は及ばない(18条4項6号・7号・8号)こととされる。

著作者の持つ氏名表示権に関して、公文書館等が著作物または実演を公衆に提供または提示する場合に、すでに著作者または実演家が表示するところから従って氏名を表示するかぎり、氏名表示権は及ばない(19条4項3号、90条の2第4項3号)こととされる。

(2) 改正の背景

2009年に成立した公文書管理法は、行政機関等が保有する公文書等について、一定の条件の下での国立公文書館等への移管を義務づけているほか、行政機関以外の国の機関が保有する公文書等についても、国の機関と内閣総理大臣との協議による定めに基づき、国立公文書館等が移管を受けることができるこ

ととしている。また、同法は、国立公文書館等に移管された文書（「特定歴史公文書等」）の取扱いにつき、国立公文書館等の長にその利用と保存について義務を課している。特定歴史公文書等には、著作権の存続している著作物が含まれる可能性があるため、国立公文書館等の長が当該各義務を履行するに当たり、著作権法上の権利と抵触することとなるので、公文書管理法を円滑に運用するために必要な権利制限規定等の整備が必要となった。この著作権法改正は、これを受けたものである。

以上